

## 入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 令和6年度広島労働局及び広島中央労働基準監督署におけるレンタカーの賃貸借（単価契約）

	ページ数
1 入札公告.....	1～3
2 入札説明書.....	4～7
3 入札書等様式.....	8～18
4 仕様書.....	19～22
5 契約書案.....	23～37

※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、「入札関係書類受領書」を必ずご提出ください。

※2 各様式の元データ（エクセル・ワード）の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

### 担当者

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階

広島労働局 総務部 総務課

会計第2係 久保田 三善

電話番号：082-221-9241

MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

# 入札公告

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付します。

令和6年5月2日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

令和6年度広島労働局及び広島中央労働基準監督署におけるレンタカーの賃貸借（単価契約）

### (2) 履行内容

仕様書による。

### (3) 履行場所

仕様書による。

### (4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

### (5) 入札方法

入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札金額の内訳を記載した入札金額内訳書を同封すること。電子入札の場合も電子データにより入札金額内訳書を添付すること。

## 2 競争参加資格

### (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

### (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

### (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。

### (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。

### (5) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

### (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

### (7) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。

### (8) 入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政

処分を受けていないこと。

\*厚生労働省所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法）

- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒730-8538広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階  
広島労働局総務部総務課会計第二係 電話082-221-9241  
広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)
- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所  
令和6年5月2日（木）から令和6年5月20日（月）まで  
広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)
- (3) 入札書の受領期限  
令和6年5月24日（金） 13時50分
- (4) 開札の日時及び場所  
令和6年5月24日（金） 14時00分 広島労働局総務部総務課内

### 4 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。

なお、上記3（3）及び（4）については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加する者は、あらかじめ、広島労働局の交付する仕様書を受け、仕様内容に応じた契約を締結できるようにすること。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

# 入札説明書

令和6年度広島労働局及び広島中央労働基準監督署におけるレンタカーの賃貸借（単価契約）

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

## 2 競争入札に付する事項

### (1) 件名

令和6年度広島労働局及び広島中央労働基準監督署におけるレンタカーの賃貸借（単価契約）

### (2) 履行内容

仕様書による。

### (3) 履行場所

仕様書による。

### (4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

### (5) 入札方法

入札金額は総価を記入すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札金額の内訳を記載した入札金額内訳書を同封すること。電子入札の場合も電子データにより入札金額内訳書を添付すること。

### (6) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

## 3 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

なお、電子調達システムによりがたい者は、当局に申し出を行うことにより、紙入札方式に変更することができる。電報、FAX及び電子メールによる提出は認められない。

## 4 競争参加資格

### (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

### (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

### (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。

### (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。

- (5) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
  - \*厚生労働省所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法）
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

## 5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。
  - 書面の様式は任意とし、提出期限、提出先及び提出方法は以下のとおりとする。
  - ア 提出期限  
令和6年5月20日（月） 17時00分
  - イ 提出場所  
広島市中区上八丁堀6番30号  
広島労働局総務部総務課会計第二係 久保田  
電話番号：082-221-9241  
メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp
  - ウ 提出方法  
郵送、持参又はメールによって提出すること。
- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、随時メール等により通知する。

## 6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、広島労働局ホームページより仕様書を入手すること。

仕様書を入手した場合は、必ず「入札関係書類受領書」を提出すること。

- (1) 入札参加届等書類（証明書等）の提出期限  
令和6年5月23日（木） 12時00分
- (2) 提出書類
  - ア 電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。
    - (ア) 入札参加届（兼自己申告書）
    - (イ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿
    - (ウ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
  - イ 紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。
    - 「電子入札案件の紙入札方式での参加について」
- (3) 提出方法及び提出場所
  - ア 電子調達システムによる場合  
上記（2）に示す書類をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システムにより送

信すること。

電子調達システムのURL

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により、上記5（1）イの場所に提出すること。

## 7 入札書の提出について

（1）提出期限

令和6年5月24日（金） 13時50分

（2）提出書類

ア 入札書

イ 入札金額内訳書

ウ 紙入札で代理人により入札する場合は、委任に関する届出書

（3）提出方法及び提出場所

上記6（3）と同様とする。

電子調達システムによる場合に、システム障害等により電子データによる送付ができないときは、紙入札方式の方法に準じて提出すること。

## 8 落札者の決定方法

（1）本案件仕様書に定める要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（2）最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正の取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

## 9 開札の日時及び場所

（1）開札日時

令和6年5月24日（金） 14時00分

（2）開札場所

広島労働局総務部総務課内

## 10 入札の辞退

入札参加を申し込んだ後、辞退を希望する場合は辞退届を提出すること。

提出方法及び提出場所は、上記5（1）と同様とする。

## 11 その他

（1）入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

（2）入札に係る注意事項

ア 開札は指定した場所及び日時に行う。

イ 次に該当する場合の入札は無効とする。

（ア）指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

- (イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領の得ることができない入札書
- (ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (エ) 本注意事項の各号に反する入札
- (オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合
- (カ) 6(2)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

ウ 上記8の落札方法により落札となるべき同価の入札をしたものがあるときは、ただちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

エ 開札の結果、入札価格に100分の10に相当する額(消費税に相当する額)を加算した金額が予定価格以下とならないときは、ただちに再入札を行うこととする。

電子調達システムにおいては、開札時に直ちに再入札を行えるように体制を整えておくこととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。

(3) 仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

ウ 「契約書(案)」は確定したものではなく、契約の相手方決定後、協議の上、決定することとする。

(5) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

12 入札等の問合せ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 久保田

電話番号: 082-221-9241

メールアドレス: hir-kaikei2@mhlw.go.jp



# 入札書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

入札者 住 所  
名 称  
入札者名  
(代理人名)

入札注意事項を承諾の上、提出します。

入札件名 令和6年度広島労働局及び広島中央労働基準監督署に  
おけるレンタカーの賃貸借（単価契約）

入札金額 ¥

ただし、消費税は除く。

- ※ 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争参加資格の（全省庁統一資格）「役務」の資格  
を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- ※ 任意の番号を記載すること  
なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号又は  
ファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

電子くじ 番号 (3桁)			
--------------------	--	--	--

## 入札内訳書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿入札者 住所  
名称  
入札者名  
(代理人名)

入札件名 令和6年度広島労働局及び広島中央労働基準監督署におけるレンタカーの賃貸借(単価契約)

## 内訳

品目	月額	月額①	台数②	日数③	金額 (①×②×③)
レンタカー料金 (保険補償、免責補償料含む)	総務課		1	5	
スタッドレスタイヤ	総務課		1	2	
レンタカー料金 (保険補償、免責補償料含む)	雇用環境・均等室		2	90	
スタッドレスタイヤ	雇用環境・均等室		2	30	
レンタカー料金 (保険補償、免責補償料含む)	職業安定部		1	180	
スタッドレスタイヤ	職業安定部		1	40	
レンタカー料金 (保険補償、免責補償料含む)	広島中央署		1	30	
スタッドレスタイヤ	広島中央署		1	10	

合計額 ¥

# 封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「ㄨ」を記入してください。  
入札書の押印を省略しない場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。

表	裏
<p style="text-align: center;">支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 殿</p> <p style="text-align: center;">【入札件名】 令和6年度広島労働局及び広島中央労働基準監督署におけ るレンタルカーの賃貸借（単価契約）</p> <p style="text-align: center;">入札書 在 中</p>	<p style="text-align: center;">会社名、住所、電話番号 を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">会社名 住所 電話番号</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>

# 委任に関する届出書

## 【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所  
名 称

入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と  
定め、下記のとおり委任します。

### 記

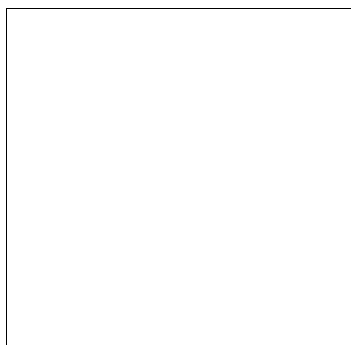
#### 1 委任事項

- (1) 入札書の記入に関する事項
- (2) 入札書の提出に関する事項
- (3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

#### 2 委任案件

令和6年度広島労働局及び広島中央労働基準監督署におけるレンタカーの賃貸借  
(単価契約)

#### 3 代理人の使用印鑑 (入札書の押印を省略する場合は不要)



# 代理人による入札の場合の注意(入札書の押印を省略しない場合)

- 令和4, 5, 6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務」の資格を有する者以外(代理人)が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- 代理人が入札書及び封書に押印する印鑑は、「委任に関する届出書」の3により押印した印を押印すること。

### 委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 ○○○○ 殿

人 住 所  
名 称  
入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と定め、下記のとおり委任します。

記

- 委任事項
  - (1) 入札書の記入に関する事項
  - (2) 入札書の提出に関する事項
  - (3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項
- 委任案件  
「○○○○○○○○」の入札事案について委任する。
- 代理人の使用印鑑(入札書の押印を省略する場合は不要)

### 入札書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 ○○○○ 殿

入札者 住 所  
名 称  
入札者名  
(代理人名) ○○○○ ㊟

入札注意事項を承諾のうえ提出します。

入札件名 ○○○○○○

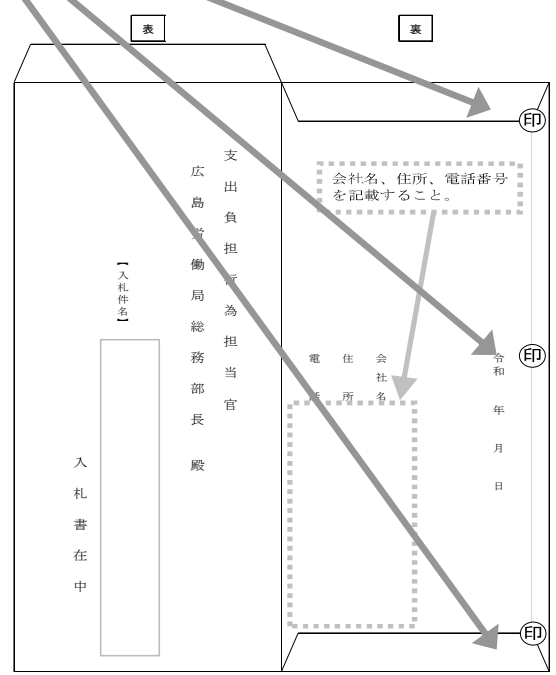
入札金額 円

但し、消費税は除く。

※ 令和〇・〇・〇年度厚生労働省競争参加資格の「○○○○○○」の資格を有する者以外(代理人)が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

代理人が入札書へ押印する印鑑を押印すること。

### 封筒記載例【紙入札方式】



## 入札参加届(兼自己申告書)

【電子入札・紙入札共通】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人	住	所
	名	称
	入札有資格者氏名	

入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。  
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

## 【届出事項】

- 入札件名 令和6年度広島労働局及び広島中央労働基準監督署におけるレンタカーの賃貸借(単価契約)
- 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
  - 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
  - 令和4・5・6年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)の等級  
「 役務の提供等 」 ( ) 等級
  - 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。(直近2年間の保険料の滞納がないこと。) はい ・ いいえ
  - 入札参加届等書類又は添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい ・ いいえ
  - 経営の状況又は信用度が極度に悪化してはいない。 はい ・ いいえ
  - 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用している、または障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい ・ いいえ
  - 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。  
また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていない。 はい ・ いいえ

## 【添付書類】

- 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿
- 運送約款

## 暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は、生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。





令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式で参加いたします。

記

1 入札案件名

令和6年度広島労働局及び広島中央労働基準監督署におけるレンタカーの賃貸借（単価契約）

2 電子調達システムでの参加ができない理由

## 紙入札方式による入札参加登録票

資格審査登録番号 資格審査結果通知書（全省庁統一資格） の「業者コード」を記入	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名 ※代表者の所属する部署が特段ない場合 には空欄可	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

※ 電子調達システムでの参加業者については、提出不要

## 入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送によりご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付くださいますよう、よろしく願いいたします。

### ＜宛 先＞

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階  
 広島労働局総務部総務課 会計第2係 久保田  
 MAIL : hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称	令和6年度広島労働局及び広島中央労働基準監督署におけるレンタカーの賃貸借（単価契約）
---------	--

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式（予定）		<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札

（いずれかにチェック）

# 仕 様 書

## 1 件名

令和6年度広島労働局及び広島中央労働基準監督署におけるレンタカーの賃貸借（単価契約）

## 2 委託内容

レンタカーの調達

## 3 契約期間

契約締結日 ～ 令和7年3月31日

なお、自動車賃貸借の利用開始日は、当局及び受託者双方協議の上決定するものとする。

## 4 車種及び装備

### (1) 普通自動車

ア 排気量1,500cc以下のガソリン車

イ 想定車種は、①マツダ・MAZDA II、②ホンダ・フィット など

ウ 発注官署は、広島労働局雇用環境・均等室、広島労働局職業安定部、広島中央労働基準監督署。

### (2) 商用車

ア 車長4,700mm程度の、大きなものを運べる積載量の大きいガソリン車。

イ 想定車種は、①トヨタ・ハイエースロング、②日産・NV350キャラバンバン など

ウ 発注官署は、広島労働局総務課。

### (3) 装備・オプション等

上記(1)(2)とも、以下の仕様を満たす車種とすること。

ア AT若しくはCVT

イ エアコン・カーナビ装備

ウ バックモニター装備

エ ETC車載器装備

オ 冬季についてはスタッドレスタイヤ装着

カ レンタル料金には保険料、免責補償料、消費税含む。

キ できる限り環境に配慮した車両とすること

## 5 保険・補償内容

下記の条件を満たす保険に加入していること（免責補償制度を適用すること）。

- ・対人補償（1名につき）：無制限（免責額 0万円）
- ・対物補償（1事故につき）：無制限（免責額 0万円）
- ・車両補償（1事故につき）：時価額（免責額 0万円）
- ・搭乗者補償（1名につき）：1,000万円以上

ノンオペレーションチャージについては、契約相手方の「レンタカー貸渡約款」に基づき、契約締結時に協議する。

## 6 発注官署（部署）及び予定数量

### (1) 発注官署（部署）

	官署（部署）名	所在地
1	広島労働局総務課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

2	広島労働局雇用環境・均等室	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
3	広島労働局職業安定部	広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4F
4	広島中央労働基準監督署	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階

## (2) 予定数量

	官署名	車種	台数	年間想定利用日数(日)	年間想定走行距離(km)
1	広島労働局総務課	商用車	1	5	500
2	広島労働局雇用環境・均等室	普通車	2	90	7,000
3	広島労働局職業安定部	普通車	1	180	7,200
4	広島中央労働基準監督署	普通車	1	30	1,000

※予定数量は年間利用台数（合計）の見込であり、利用数量を保証するものではない。

## 7 利用について

### (1) 予約

予約申し込みはメール又はFAXにより、利用前日の午後0時（正午）までに行う。

予約申し込みを受けた後、受託者は、予約内容について確認の連絡を行うこと。

### (2) 出発・返却場所

6（1）の所在地の最寄りの営業所（利用官署から1km圏内であること）。

### (3) 利用時間等

原則午前8時30分から午後17時15分までとする。

業務の都合により返却が遅れると見込まれる場合は、午後4時30分までに借受者より事前連絡の上、返却時刻等を調整するものとする。

なお、この場合においても、利用時間内で引取りを行ったものとみなし、延長料金は発生させないこととするため、入札金額の積算にあたっては、十分に留意すること。

### (4) 走行距離の記録

出発・帰着時メーターの記録は、利用前、返却時に借受者（該当官署）と受託者双方で行うこと。

### (5) 燃料

満タンの状態で配車を行うこととし、使用後の補充も業者が行うこととする。

### (6) 予約の取消及び変更

申込みを行った後、レンタカー配車までに申込内容の取消又は変更の連絡を受けた場合は、これに応じるものとし、手続きに係る一切の費用は発生させないこと。

## 8 請求方法

### (1) 請求単位

毎月末に1ヶ月間の利用状況を確認し、各月毎の料金を翌月に請求することとする。

### (2) 請求内訳

レンタル料金については、各月の使用日数に日額単価を乗じたものとする。

燃料費については各月の走行距離に燃料費単価を乗じたものとする。

### (3) 請求先

官署支出官 広島労働局長 宛て。

支払いは適法な支払請求書の受理から30日以内に行う。

支払方法は銀行振込みのみである。なお、振込手数料については支払者が負担する。

支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名（「官署支出官 広島労働局長」とすること。）

- イ 請求者の名称、所在地
- ウ 請求金額及び内訳
- エ 振込先の口座情報

## 9 契約

### (1) 契約期間

契約締結後から令和7年3月31日までとする。

なお、自動車賃貸借の利用開始日は、当局及び落札者双方協議の上決定するものとする。

### (2) 契約単価

契約単価については、落札者が提示した落札価格の根拠となる発注単位単価により契約締結を行う。

### (3) 契約書面

別紙「契約書案」により契約締結を行う。

## 10 再委託について

委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

当該委託業務の一部を再委託する場合には、契約書案様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りではない。

## 11 その他

(1) 想定利用日数は、予想数量であるため、単価契約締結後の利用日数を約するものではないこと。

(2) 受注事業者の都合により車両クラスの変更を要する場合は、次の点に注意すること。

ア 当該変更について当局に事前に連絡すること。

イ 変更対象は同等クラス以上とすること。

ウ 車両変更による料金の変更は行わないこと。

(3) 事故時における対応

運転時に万一事故に遭った場合、運転者は所属する官署、関係機関（警察等）及びレンタカーを借り受けた営業所へ遅滞なく連絡を行い、必要な措置を取るものとする。連絡を受けた営業所においては、事故処理に関し必要なアドバイス等を行うこと。

なお、不明な点については、受託者のレンタカー約款による他、その都度協議を行うこととする。

(4) 成果物として、業務の遂行を証明する資料（納品書等）を発注官署の各検査職員へ提出すること。

6 (1) 1・2	広島労働局総務課会計第二係	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
6 (1) 3	広島労働局職業安定部職業安定課	広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4F
6 (1) 4	広島中央労働基準監督署	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階

(5) 契約に関する問題が生じた場合は、直ちに以下12へ連絡すること。

## 12 仕様に関する問合せ、見積書等提出先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号  
広島労働局総務部総務課会計第二係 担当：久保田  
電話番号：082-221-9241 MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

## 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により自動車の賃貸借に係る単価契約を締結する。

第1条 甲乙両当事者は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

第2条 甲は、乙に対して、契約保証金の納付を免除する。

第3条 乙は、自動車（以下「レンタカー」という。）を貸し渡すものとし、甲はこれを借り受けるものとする。

第4条 単価契約に係る仕様及び単価は別紙のとおりとし、以下の内容を含むものとする。

①基本料金 ②免責補償料 ③保険料 ④燃料費 ⑤スタッドレスタイヤ ⑥消費税

第5条 契約期間は次のとおりとする。

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

第6条 甲は、レンタカーの引渡しを受けてから乙に返還するまでの間（以下「使用中」という。）善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとする。

第7条 甲は、レンタカー使用中当該車両の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、乙に連絡するとともに、乙の指示に従うものとする。

第8条 甲は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、直ちに事故の状況等を乙に報告し、乙の指示に従うものとする。

2 甲はレンタカー使用中に事故を起こし、車両に損害を与えたときは、修理期間中の営業補償の一部として乙の貸渡し約款に基づき支払うものとする。

第9条 甲は、乙から貸借した自動車の利用にあたり、本契約に特別の定めのない限り、乙の定める貸渡し約款を遵守しなければならない。

第10条 甲及び乙は、本契約の遂行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならないものとし、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、相手方の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第11条 乙は、毎月末に当月のレンタカー利用状況を確認し、甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

第12条 乙は、検査終了ごとに支払請求書を作成し、対価の支払いを「官署支出官広島労働局長」に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

3 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由を明示してこれを乙に返付したときは、返付した日からは正された支払請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しない。

第13条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき理由により前条に規定する代金の支払いを遅延した場合においては、官署支出官広島労働局長は乙に対し、支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。



第14条 乙は、天災その他避け難い理由により、レンタカーを提供することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けるものとし、甲に生じた損害について責を負わないものとする。

第15条 乙の帰すべき理由により、別紙の規定による受渡し期限までに甲に引渡しが出来ない場合において、受渡し期限後相当の期間内に受渡しをする見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収して受渡し期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額に対して、遅延日数に応じ年3.0%の割合で計算した額とする。

第16条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、売掛債権担保融資保障制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

第17条 乙は、天災その他避け難い理由により、業務の遂行ができないときは、直ちに甲に連絡をし、その指示を受けるものとする。

第18条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、委託業務の一部を再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準備して、再委託者と約定しなければならない。

第19条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書きに該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

第20条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

第21条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

なお、第2号から第4号に該当すると認められる場合は、何らの催告を要さない。

- (1) 第14条及び第15条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。
- (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 契約の履行につき不正の行為があったとき。
- (5) 第10条の規定に違反したとき。

- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何ら催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無に関わらず、これを行うことができる。

第22条 前条第2項による契約解除の場合、乙は契約代金の1/10を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第23条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第21条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

第24条 この契約の履行について疑義が生じた場合、又はこの契約の定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議のうえで決定する。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については広島地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

第25条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

第26条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の

規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第27条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第28条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第29条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第30条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第31条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第32条 甲は、第21条第2項及び第3項、第28条、第29条、第31条第2項及び第35条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第21条第2項及び第3項、第28条、第29条、第31条第2項及び第35条の規定

により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第33条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第34条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

第35条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

第36条 第35条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第37条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第10条、第13条、第15条、第21条第2項、第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第30条、第32条第36条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名、押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区上八丁堀6番30号  
支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 荒原 勝行

乙

## 契約単価

	官署（部署）名	車種	単価（税込）
1	広島労働局総務部総務課	商用車	
2	広島労働局雇用環境・均等室	普通自動車	
3	広島労働局職業安定部	普通自動車	
4	広島中央労働基準監督署	普通自動車	

## 仕 様 書

## 1 件名

令和6年度広島労働局及び広島中央労働基準監督署におけるレンタカーの賃貸借（単価契約）

## 2 委託内容

レンタカーの調達

## 3 契約期間

契約締結日 ～ 令和7年3月31日

なお、自動車賃貸借の利用開始日は、当局及び受託者双方協議の上決定するものとする。

## 4 車種及び装備

## (1) 普通自動車

ア 排気量1,500cc以下のガソリン車

イ 想定車種は、①マツダ・MAZDAⅡ、②ホンダ・フィット など

ウ 発注官署は、広島労働局雇用環境・均等室、広島労働局職業安定部、広島中央労働基準監督署。

## (2) 商用車

ア 車長4,700mm程度の、大きなものを運べる積載量の大きいガソリン車。

イ 想定車種は、①トヨタ・ハイエースロング、②日産・NV350キャラバンバン など

ウ 発注官署は、広島労働局総務課。

## (3) 装備・オプション等

上記(1)(2)とも、以下の仕様を満たす車種とすること。

ア AT若しくはCVT

イ エアコン・カーナビ装備

ウ バックモニター装備

エ ETC車載器装備

オ 冬季についてはスタッドレスタイヤ装着

カ レンタル料金には保険料、免責補償料、消費税含む。

キ できる限り環境に配慮した車両とすること

## 5 保険・補償内容

下記の条件を満たす保険に加入していること（免責補償制度を適用すること）。

・対人補償（1名につき）：無制限（免責額 0万円）

・対物補償（1事故につき）：無制限（免責額 0万円）

・車両補償（1事故につき）：時価額（免責額 0万円）

・搭乗者補償（1名につき）：1,000万円以上

ノンオペレーションチャージについては、契約相手方の「レンタカー貸渡約款」に基づき、契約締結時に協議する。

## 6 発注官署（部署）及び予定数量

## (1) 発注官署（部署）

官署（部署）名	所在地
---------	-----

1	広島労働局総務課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
2	広島労働局雇用環境・均等室	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
3	広島労働局職業安定部	広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4F
4	広島中央労働基準監督署	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階

## (2) 予定数量

	官署名	車種	台数	年間想定利用日数(日)	年間想定走行距離(km)
1	広島労働局総務課	商用車	1	5	500
2	広島労働局雇用環境・均等室	普通車	2	90	7,000
3	広島労働局職業安定部	普通車	1	180	7,200
4	広島中央労働基準監督署	普通車	1	30	1,000

※予定数量は年間利用台数（合計）の見込であり、利用数量を保証するものではない。

## 7 利用について

### (1) 予約

予約申し込みはメール又はFAXにより、利用前日の午後0時（正午）までに行う。  
予約申し込みを受けた後、受託者は、予約内容について確認の連絡を行うこと。

### (2) 出発・返却場所

6（1）の所在地の最寄りの営業所（利用官署から1km圏内であること）。

### (3) 利用時間等

原則午前8時30分から午後17時15分までとする。

業務の都合により返却が遅れると見込まれる場合は、午後4時30分までに借受者より事前連絡の上、返却時刻等を調整するものとする。

なお、この場合においても、利用時間内で引取りを行ったものとみなし、延長料金は発生させないこととするため、入札金額の積算にあたっては、十分に留意すること。

### (4) 走行距離の記録

出発・帰着時メーターの記録は、利用前、返却時に借受者（該当官署）と受託者双方で行うこと。

### (5) 燃料

満タンの状態で配車を行うこととし、使用後の補充も業者が行うこととする。

### (6) 予約の取消及び変更

申込みを行った後、レンタカー配車までに申込内容の取消又は変更の連絡を受けた場合は、これに応じるものとし、手続きに係る一切の費用は発生させないこと。

## 8 請求方法

### (1) 請求単位

毎月末に1ヶ月間の利用状況を確認し、各月毎の料金を翌月に請求することとする。

### (2) 請求内訳

レンタル料金については、各月の使用日数に日額単価を乗じたものとする。

燃料費については各月の走行距離に燃料費単価を乗じたものとする。

### (3) 請求先

官署支出官 広島労働局長 宛て。

支払いは適法な支払請求書の受理から30日以内に行う。

支払方法は銀行振込のみである。なお、振込手数料については支払者が負担する。

支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。



- ア 宛名（「官署支出官 広島労働局長」とすること。）
- イ 請求者の名称、所在地
- ウ 請求金額及び内訳
- エ 振込先の口座情報

## 9 契約

### (1) 契約期間

契約締結後から令和7年3月31日までとする。

なお、自動車賃貸借の利用開始日は、当局及び落札者双方協議の上決定するものとする。

### (2) 契約単価

契約単価については、落札者が提示した落札価格の根拠となる発注単位単価により契約締結を行う。

### (3) 契約書面

別紙「契約書案」により契約締結を行う。

## 10 再委託について

委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

当該委託業務の一部を再委託する場合には、契約書案様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りではない。

## 11 その他

(1) 想定利用日数は、予想数量であるため、単価契約締結後の利用日数を約するものではないこと。

(2) 受注事業者の都合により車両クラスの変更を要する場合は、次の点に注意すること。

- ア 当該変更について当局に事前に連絡すること。
- イ 変更対象は同等クラス以上とすること。
- ウ 車両変更による料金の変更は行わないこと。

### (3) 事故時における対応

運転時に万一事故に遭った場合、運転者は所属する官署、関係機関（警察等）及びレンタカーを借り受けた営業所へ遅滞なく連絡を行い、必要な措置を取るものとする。連絡を受けた営業所においては、事故処理に関し必要なアドバイス等を行うこと。

なお、不明な点については、受託者のレンタカー約款による他、その都度協議を行うこととする。

(4) 成果物として、業務の遂行を証明する資料（納品書等）を発注官署の各検査職員へ提出すること。

6 (1) 1・2	広島労働局総務課会計第二係	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
6 (1) 3	広島労働局職業安定部職業安定課	広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4F
6 (1) 4	広島中央労働基準監督署	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階

(5) 契約に関する問題が生じた場合は、直ちに以下12へ連絡すること。

12 問合せ、請求書等提出先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号

広島労働局総務部総務課会計第二係 担当：久保田

電話番号：082-221-9241 MAIL: [hir-kaikei2@mhlw.go.jp](mailto:hir-kaikei2@mhlw.go.jp)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 殿

住 所  
商号又名称  
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 再委託する契約件名
2. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
3. 委託する相手方の業務の範囲
4. 委託を行う合理的理由
5. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
6. 契約金額
7. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 再委託する契約件名
2. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
3. 変更後の事業者の業務の範囲
4. 変更する理由
5. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
6. 契約金額
7. その他必要と認められる事項

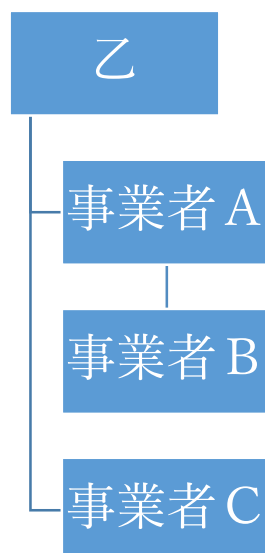
## 履行体制図

## 【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

## 【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇・・・	円	
B			



様式4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
広島労働局総務部長 殿

名称  
代表者氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結日の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図